

健康保険 海外療養費支給申請書 記入の手引き

海外旅行中や海外赴任中に急な病気やケガなどにより、やむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けることができます。

海外療養費支給申請書

1/2ページ



2/2ページ



申請書は、2ページです。
もれなく正確にご記入ください。

申請書は、家族（被扶養者）の申請の場合でも
被保険者ご自身でご記入ください。

★両面印刷してご利用ください★

提出書類

① 海外療養費支給申請書

<医科の場合>

<歯科の場合>

② 様式A・診療内容明細書（原本） 様式C・歯科診療内容明細書（原本）

③ 様式B・領収明細書（原本）

④ 様式AまたはC及びBの日本語訳

⑤ 領収書（原本）及びその日本語訳

※翻訳文には、翻訳者が署名し、住所および電話番号を明記してください。

⑥ 受診者の海外渡航期間が確認できる書類

受診期間における渡航の事実を確認させていただくため、以下のいずれかを添付してください。

- ・パスポートの写し（①氏名・顔写真と②当該期間の出入国スタンプのページ）
- ・査証（ビザ）の写し（氏名と有効期限が記載されたもの）
- ・航空チケットの写し（eチケット控えを含む）

⑦ 同意書（原本）

※具体的な診療内容について、診療等を受けた医療機関に照会する場合があるため、療養を受けた方の同意書を添付してください。

⑧ その他（条件に該当する場合に必要）

- ・ケガによる申請の場合・・・負傷原因届
- ・被保険者が亡くなれば、相続人の方が請求する場合・・・被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等

★⑥、⑦は申請の都度、提出が必要です。

★様式A～Cの記載について

- ・被保険者、受診者等による記入はできません。担当医に記入・署名をご依頼ください。
- ・全項目に記入があることをご確認のうえ、提出してください。
- ・1ヶ月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ、それぞれの医療機関での証明が必要です。
- ・様式A～Cは同様の項目・内容が記載されていれば、独自に作成した様式を使用されてもかまいませんが、日本語訳は必ず必要です。

注意点

- ・海外療養費支給申請書は、1ヶ月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ申請してください。
※1ヶ月ごととは、月の1日から末日までです。
- ・海外療養費の支給対象は、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限ります。
- ・健康診断や予防目的による受診は給付の対象になりません。
- ・美容整形やインプラントなど、日本国内で保険適用となっていない医療行為や薬の使用がされた場合は給付の対象になりません。また、治療目的で海外へ渡航し診療を受けた場合は、支給対象となりません。
- ・海外で治療費の支払いをした翌日から2年を経過すると、時効により請求できなくなります。